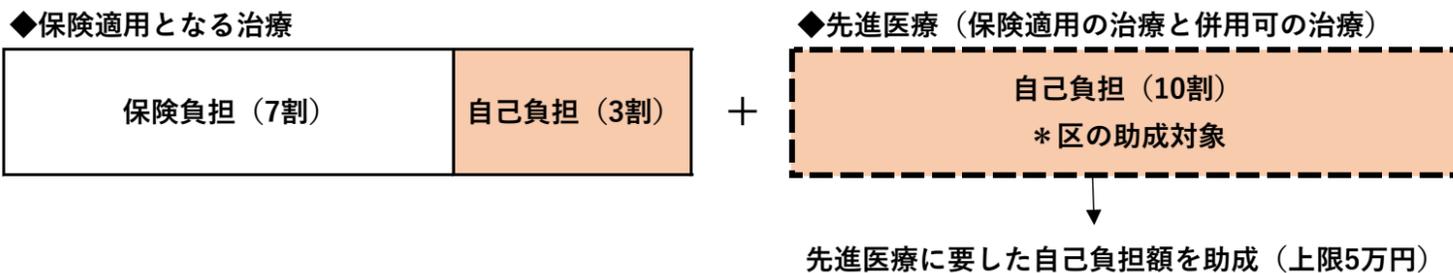
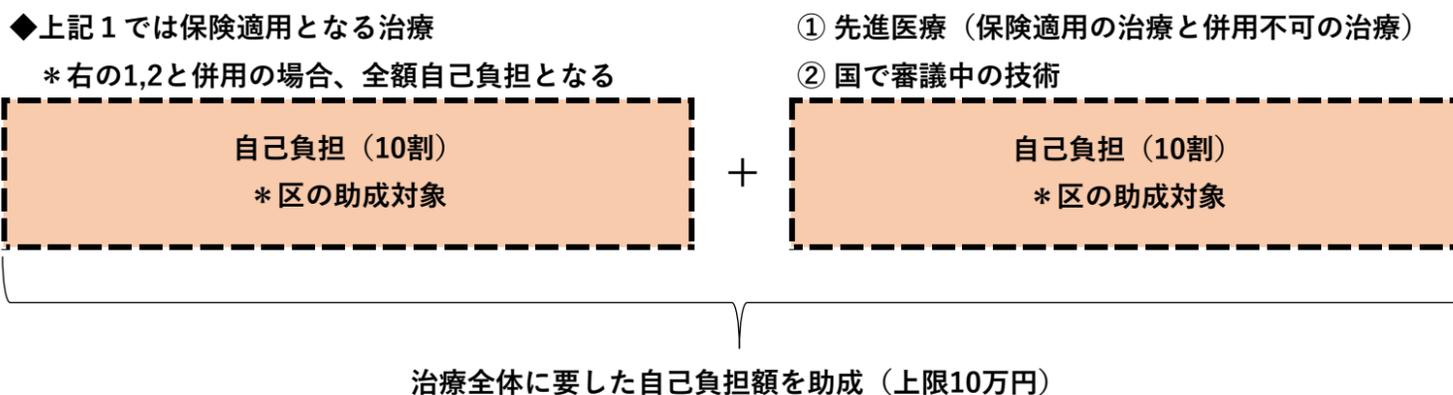


1 保険適用の治療と併せて行われる先進医療は先進医療のみ助成対象



2 先進医療、国で審議中の治療等、全額自己負担となる治療は全体が助成対象



※上記1、2の点線枠が助成対象となる。

【参考】

- 令和4年4月から保険適用となった治療
 - ・一般不妊治療・・・タイミング法、人工授精
 - ・生殖補助医療・・・体外受精、顕微授精、男性の不妊手術

●先進医療・審議中の技術

保険外の先進的な医療技術として国が認めるもので、国への届出等している医療機関では保険診療と併用できる。
その他の医療機関で受診する場合や国で審議中の技術は、保険診療と併用できないため、治療全体が全額自己負担となる。